

# 履行条件明示事項

下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該業務に関する履行条件として明示するものである。  
記載内容は、特記仕様書と同様の位置付けである。  
なお、明示事項に変更が生じた場合は、監督員に報告し、協議するものとする。

	明示項目	適用項目	明示が必要な場合	明示事項	内容				
A 具体的な設計条件	1 設計条件・業務内容	○	必要に応じて記載	調査対象管渠等	φ1650 L=98m (MH3~4) 想定堆積土砂量平均10cm 口径不明 L=100m (MH4上流) 想定堆積土砂量平均5cm				
				堆積土砂量	堆積土砂量に増減がある場合、協議対象とする				
				管渠清掃方法等	清掃不可物の発見、管渠破損等による入坑困難時、協議対象とする				
B 隣接又は関連する調査業務	1 隣接又は関連する調査業務		隣接又は関連する調査業務がある場合	業務①	業務名 履行期間 受注者 発注機関				
				業務②	業務名 履行期間 受注者 発注機関				
				業務③	業務名 履行期間 受注者 発注機関				
				協議①	施設名 管理者名 内容 実施状況及び協議完了予定時期				
				協議②	施設名 管理者名 内容 実施状況及び協議完了予定時期				
				交渉①	交渉先 内容 実施状況及び交渉完了予定時期				
				交渉②	交渉先 内容 実施状況及び交渉完了予定時期				
				調査・確認	ガス(位置、ガス区分【液化天然ガス等】) 水道(位置、水圧管の種類) 下水道(位置、幹線・支線・分流式合流式区分) 電力(位置、送電電圧と種類) 通信ケーブル(位置、NTT以外のケーブルも調査) その他(工業用水、農業用水等)	静岡県地下埋設物の事故マニュアルに基づき、「埋設物件確認書」(マニュアルP.9)の埋設物管理者欄の項目を調査記載するとともに、左記の埋設物種別に調査結果を一覧表としてまとめ、成果図面にも明記する。			
				D 貸与資料の取扱い	1 貸与資料		貸与資料がある場合	資料①	資料名① 貸与予定時期①
								資料②	資料名② 貸与予定時期②
								資料③	資料名③ 貸与予定時期③
								引渡し①	指定部分 引渡し時期 引渡し理由
引渡し②	指定部分 引渡し時期 引渡し理由								
部分使用①	使用する部分 使用する時期 使用する理由								
E 部分引渡し及び部分使用の時期	1 部分引渡し		約款第37条の規定に基づく指定部分がある場合	部分使用②	使用する部分 使用する時期 使用する理由				
				部分使用①	使用する部分 使用する時期 使用する理由				
	部分使用②			使用する部分 使用する時期 使用する理由					
	部分使用①			使用する部分 使用する時期 使用する理由					

令和6年度 市単河川整備事業  
(普) 尾沢川管渠清掃調査業務委託

特記仕様書

第1章 総則

1 適用範囲

本特記仕様書は、掛川市が発注する「令和6年度 市単河川整備事業 (普) 尾沢川管渠清掃調査業務委託」に適用する。

2 業務管理

委託者は委託契約書、設計図書、本特記仕様書、業務打合せ書及び関係法規を尊重し、監督員（掛川市建設工事執行規則第2条第1号による職員「以下監督員という。」）の指示を受け正確に施工しなければならない。

3 履行期間

本業務の履行期間は設計書による期間とする。

4 疑義

本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者・受注者双方の協議により取り決めるものとする。

5 その他

- (1) やむを得ない理由により設計図書を変更する場合、当該業務に着手する前に変更に関する事項について、監督員と十分に協議しなければならない。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項については、監督員と十分に協議しなければならない。
- (3) 成果はすべて発注者の所有とし、発注者の承認がなければ他に公表、貸与、複写してはならない。

第2章 業務内容

1 管渠清掃調査業務

- |                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| (1) 高圧洗浄車清掃工            | 6日                |
| (2) 水替工                 | 8日                |
| (3) 汚泥収集運搬処分工           | 18 m <sup>3</sup> |
| (4) 管渠テレビカメラ調査工         | 2日                |
| (5) 報告書作成工（管渠テレビカメラ調査工） | 1日                |

対象管渠 φ1650 L=98m (MH3~4) 想定堆積土砂量平均 10cm  
口径不明 L=100m (MH4 上流) 想定堆積土砂量平均 5cm

### 第3章 成果品

報告書、打合せ記録簿、図面等については製本及び電子媒体にて提出すること。また、各原図、原稿等についてはファイル、CD等に収納し納品すること。なお、成果品の部数については2部を原則とするが発注者（担当監督員）の指示によるものとする。

### 第4章 その他

- 1 現地状況把握のための現地踏査などにおいて民地立ち入りの必要がある場合は、事前に地権者への連絡を取り、了承を得た後に実施するものとする。
- 2 報告書作成のための基礎資料について、関係機関からの資料提供の必要がある時は監督員に報告し協議するものとする。
- 3 業務工程表に基づき進捗を管理するとともに、1ヵ月毎に工程月報等を提出し、監督員に進捗状況の確認を受けるものとする。

## 1. 業務目的

鋼製コルゲート管の調査を行い、劣化状況を把握し管更生による改築が可能か検討する。

## 2. 既設管きよの調査

「管きよ更生工法における設計・施工管理 ガイドラインー2017年版ー」（日本下水道協会）では、既設管きよの調査について次の項目について行うよう示されている。

- (1) 管路内調査
- (2) 測量調査
- (3) 既設管きよの耐力調査
- (4) 水質及びガス測定調査

### 2.1 管路内調査

管路内調査は、テレビカメラ調査、目視調査等により、管内（ $\phi$ 800mm未満はマンホール内の管口位置、 $\phi$ 800mm以上は管きよ内）にて管きよの劣化状況や堆積物等の有無を把握する調査であり、管きよの損傷状況、堆積物の状況、構造、支障物件の状況等、以下の項目を把握する。

- ① 更生工法の工法選定の判断に必要な上下方向のたるみ、管の破損、継手ずれ、曲がりの発生状況
- ② 前処理の数量（堆積物、取付け管突出し、樹木根侵入等の箇所数）
- ③ 取付け管口及び外副管の位置（穿孔が必要な箇所数）
- ④ 止水工の数量（浸入水の程度と箇所数）
- ⑤ 施工可能な工法が限定される曲線部や断面変化点の状況
- ⑥ 光ファイバー等の付属物の有無

管路内調査は、一般的に、調査員が管きよ内に入ることができない場合にはテレビカメラ調査を用い、管きよ内に直接調査員が入って目視できる場合には目視調査を用いる。

管路内調査における診断のポイントは、**表2.1**を参考にする。

表2.1 主な診断項目とポイント

診断項目			診断ポイント
体 で 評 価	劣化度	管の腐食	骨材・鉄筋の露出状況、管壁の状況
	流下能力	上下方向のたるみ	たるみの程度(管径比)、流下状況
管 一 本 毎 に 評 価	劣化度	管の破損	管の変形・断面のずれ
		管のクラック	クラックの状況
		管の継手ずれ	接合部のすき間、ずれの状況
	浸入水		噴き出し、にじみの状況
	流下能力	取付け管の突出し	突出しの程度(管径比)、流下阻害状況
		油脂の付着	付着の程度(管径比)、流下阻害状況
		樹木根の侵入	侵入の程度(管径比)、流下阻害状況
		モルタルの付着	付着の程度(管径比)、流下阻害状況

出典：「下水道管路施設の点検・調査マニュアル(案)平成25年6月(公社)日本下水道協会」

## 2.2 測量調査

測量調査は、資料収集によって把握した施設情報の内容を現場で確認するために行う。

下水道台帳に記載されている管底高やマンホール間延長等は、現場と相違している場合があるため実測する。また、水深及び流速等についても実測する。一方、逆こう配及びマンホール部での逆段差がある場合、流下能力不足の要因となる。中大口径管では、逆こう配の程度、管径及び工法により、断面を縮小して更生することでこう配修正を図ることも可能である。その場合は流下能力や上流路線への水位の影響等の検証が必要である。

## 2.3 既設管きよの耐力調査

複合管の構造計算では、既設管きよのコンクリートや鉄筋の耐力を評価する必要があるため、以下について調査を行う。

### 1) 鉄筋探査

構造計算では、鉄筋の配置箇所、配置間隔(ピッチ)、径、かぶり等が必要となるため、既設管きよの設計図書等(図面、構造細目等)を把握するために調査を行う必要がある。

### 2) コンクリート及び鉄筋の劣化度調査

下水道環境下にある管路施設では、コンクリート表面に増加した硫酸と水酸化カルシウムが反応することによりコンクリートに劣化が生じる場合がある。具体的には、コンクリート中に侵入した硫酸イオン濃度が上昇しpHが低下すると、コンクリートの圧縮強度の低下や鉄筋の腐食を引き起こす可能性がある。そのため、コンクリートや鉄筋の劣化度等を確認する場合は、硫酸イオンの侵入深さ又はコンクリートのpHの低下状態を確認する必要がある。これらの劣化状況を確認する調査方法としては、硫黄侵入深さ試験や中性化試験があり必要に

応じて実施する。ただし、中性化試験において赤色呈色しない中性化深さと硫酸イオンの侵入している深さは異なることに注意する必要がある(図2-1参照)。

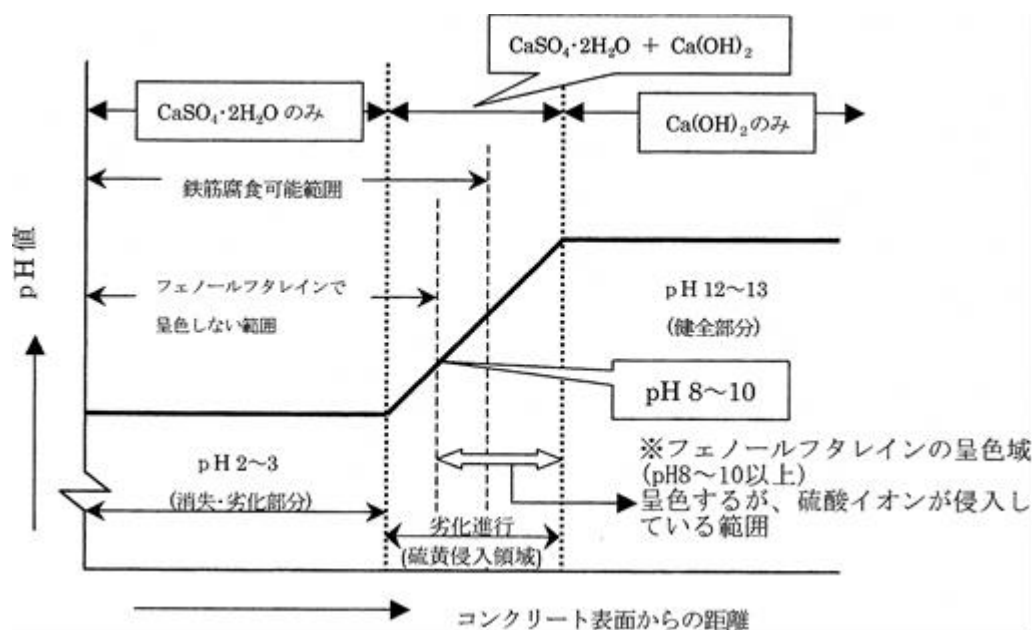


図 2-1 硫酸イオンと中性化深さの関係(腐食による pH 値の変化)

出典：「下水道管路施設ストックマネジメントの手引き 2016 年版(公社)日本下水道協会」を一部加筆

### 3) コンクリートの圧縮強度試験

硫酸イオンの侵入等がある場合には、コンクリートの圧縮強度が低下している可能性がある。このような場合は、実際のコンクリートの圧縮強度を把握する必要がある。

### 4) 鉄筋の引張強度試験

鉄筋が露出している場合や硫酸イオンの侵入深さや中性化深さが鉄筋に到達している場合は、鉄筋が腐食し、引張強度が低下している可能性がある。このような場合は、鉄筋を切り出して引張強度試験を実施する必要がある。

また、しゅん工時の鉄筋の引張強度が把握できない場合も、鉄筋の引張強度試験を実施する必要がある。なお、鉄筋の劣化が認められない場合(鉄筋が露出していない、硫酸イオンや中性化深さが鉄筋に達していない等)で、かつ鉄筋の諸元(引張強度)を把握している場合は、必ずしも鉄筋の引張強度試験は必要としない。

### 5) その他

上記 1)~4)の調査・試験は、小口径管きよ(800mm 未満)内では、直接実施できない場合があるが、管径 700mm 以下の場合には、「耐震設計における管径別の検討方法」に示すとおり、耐震計算を省略できる場合がほとんどのため、既設管きよの外圧強さを参考にすることもできる。

## 2.4 水質及びガス測定調査

水質及びガス測定調査は、更生工事の安全性確保と硫化水素等による腐食の検討を行うため、必要に応じて実施する。下水の水質(水温、pH 等)を測定する方法と気相部の硫化水素濃度を測定する方法がある。

### 3. 異常の程度の評価

#### 3.1 管きよ

(1) 調査項目及び判定基準

管きよの判定基準は、「下水道維持管理指針<実務編>-2014年版-」（公益社団法人 日本下水道協会）（以下「維持管理指針<実務編>」とする）に準拠する。

本管の調査判定は、表 3.1 又は表 3.2 に基づき、「スパン全体」及び「管 1 本ごと」に損傷等をランク付けする。なお、表 3.1 及び表 3.2 の評価ランクは、表 3.3 の分類に基づくものである。

表 3.1 調査判定基準【鉄筋コンクリート管等（遠心力鉄筋コンクリート管含む）及び陶管】

スパン全体での評価	ランク		A	B	C
	項目				
	管の腐食		鉄筋露出状態	骨材露出状態	表面が荒れた状態
	上下方向のたるみ	管きよ内径 (700mm 未満)	内径以上	内径の 1/2 以上	内径の 1/2 未満
		管きよ内径 (700mm 以上 1、650mm 未満)	内径の 1/2 以上	内径の 1/4 以上	内径の 1/4 未満
		管きよ内径 (1、650mm 以上 3、000mm 以下)	内径の 1/4 以上	内径の 1/8 以上	内径の 1/8 未満

管一本ごとに評価	ランク		a	b	c
	項目				
管の破損及び軸方向クラック	鉄筋コンクリート管等	鉄筋	欠落	軸方向のクラックで幅 2mm 以上	軸方向のクラックで幅 2mm 未満
		陶管	軸方向のクラックで幅 5mm 以上		
管の円周方向クラック	鉄筋コンクリート管等	鉄筋	欠落	軸方向のクラックが管長の 1/2 未満	-
		陶管	軸方向のクラックが管長の 1/2 以上		
管の円周方向クラック	鉄筋コンクリート管等	鉄筋	円周方向のクラックで幅 5mm 以上	円周方向のクラックで幅 2mm 以上	円周方向のクラックで幅 2mm 未満
		陶管	円周方向のクラックでその長さが円周の 2/3 以上	円周方向のクラックでその長さが円周の 2/3 未満	-
管の継手ズレ			脱却	鉄筋コンクリート管等：70mm 以上 陶管：50mm 以上	鉄筋コンクリート管等：70mm 未満 陶管：50mm 未満
浸入水			噴き出している	流れている	にじんでいる
取付管の突出し			本管内径の 1/2 以上	本管内径の 1/10 以上	本管内径の 1/10 未満
油脂の付着			内径の 1/2 以上閉塞	内径の 1/2 未満閉塞	-
樹木根侵入			内径の 1/2 以上閉塞	内径の 1/2 未満閉塞	-
モルタル付着			内径の 3 割以上	内径の 1 割以上	内径の 1 割未満

注 1 段差は、mm 単位で測定する。また、その他の異常（木片、他の埋設物等で上記にないもの）も調査する。

注 2 取付管の突出し、油脂の付着、樹木根侵入、モルタル付着については、基本的に清掃等で除去できる項目とし、除去できない場合の調査判定基準とする。

注 3 判定項目は、各自治体の地域特性を踏まえて追加してもよい。

注 4 ランク C の未満に異常なし（ゼロ）は含まない



表 3.2 調査判定基準【硬質塩化ビニル管】

スパン全体で評価	ランク		A	B	C
	項目	適用			
	上下方向のたるみ	管きょ内径700mm以下	内径以上	内径の1/2以上	内径の1/2未満

管一本ごとに評価	ランク	a	b	c	
	項目				
	管の破損及び軸方向クラック	亀甲状に割れている	軸方向のクラックで幅2mm以上	軸方向のクラックで幅2mm未満	軸方向のクラックで幅2mm未満
		軸方向のクラック	軸方向のクラックが管長の1/2未満	—	—
	管の円周方向クラック	円周方向のクラックで幅：5mm以上	円周方向のクラックで幅：2mm以上	円周方向のクラックで幅：2mm未満	
	管の継手ズレ	脱却	接合長さの1/2以上	接合長さの1/2未満	
	偏平	たわみ率15%以上の偏平	たわみ率5%以上の偏平	—	
	変形※ <sup>1</sup> (内面に突出し)	本管内径の1/10以上内面に突出し	本管内径の1/10未満内面に突出し	—	
	浸入水	噴き出している	流れている	にじんでいる	
	取付管の突出し	本管内径の1/2以上	本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満	
油脂の付着	内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—		
樹木根侵入	内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—		
モルタル付着	内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満		

※1 材料の白化が伴う変形はaランクとする。

※2 段差は、mm単位で測定する。また、その他の異常（木片、他の埋設物等で上記にないもの）も調査する。

※3 取付管の突出し、油脂の付着、樹木根侵入、モルタル付着については、基本的に清掃等で除去できる項目とし、除去できない場合の調査判定基準とする。

※4 判定項目は、各自治体の地域特性を踏まえて追加してもよい。

※5 ランクCの未満に異常なし（ゼロ）は含まない

出典：「維持管理指針<実務編>」P114

表 3.3 評価ランクの分類

スパン全体の評価	管一本ごとの評価
A：重度。機能低下、異常が著しい。	a：重度。劣化、異常が進んでいる。
B：中度。機能低下、異常が少ない。	b：中度。中程度の劣化、異常がある。
C：軽度。機能低下、異常が殆どない。	c：軽度。劣化、異常の程度は低い。
A、B、Cに該当しない場合は、異常なし等と判定する。	a、b、cに該当しない場合は、異常なし等と判定する。

出典：「維持管理指針<実務編>」P114

### 3.2 マンホール

#### (1) 調査項目及び判定基準

マンホールの判定基準は、「維持管理指針<実務編>」に準拠する。

表 3.4 にマンホールの調査判定基準を示す。判定基準は、調査で発見された異状箇所を症状別に分類した後、施設の危険度や他に及ぼす影響度等を評価し、緊急度の判断材料に使用するものである。

表 3.4 マンホールの調査判定基準

部位	異状項目	調査結果			備考	
		Aランク	Bランク	Cランク		
マンホール内部	調整部	調整部状況	調製モルタル及びリングが破損・欠落	調製モルタル及びリングのずれ	調製モルタル及びリングのずれ・クラック	
	斜壁	腐食	鉄筋露出	骨材露出	表面の荒れ	
		破損	欠落・陥没	全体に亀裂	軽微な破損(A・B以外)	
		クラック	全体にクラック(人孔全周、幅5mm以上)	部分的にクラック(人孔半周、幅2~5mm以上)	軽微なクラック(幅2mm未満)	
		隙間・ズレ	全体が脱却	一部が脱却	わずかな隙間・ズレ	
		侵入水	噴き出ている状態	流れている状態	にじんでいる状態	
		木根侵入	内径の50%以上	内径の10~50%以上	内径の10%未満	
	直壁※1	腐食	鉄筋露出(表面pH:1程度)	骨材露出(表面pH:3未満)	表面の荒れ(表面pH:3以上5以下)	内部表面pH※2(下流管口)
		破損	欠落(陥没)	全体に亀裂	軽微な破損(A・B以外)	
		クラック	全体にクラック(人孔全周、幅5mm以上)	部分的にクラック(人孔半周、幅2~5mm以上)	軽微なクラック(幅2mm未満)	
		隙間・ズレ	全体が脱却	一部が脱却	わずかな隙間・ズレ	
		侵入水	噴き出ている状態	流れている状態	にじんでいる状態	
		木根侵入	内径の50%以上	内径の10~50%以上	内径の10%未満	
	足掛金具	腐食・劣化状況	欠落している	鉄筋が細くなっている	錆の発生	足掛本数※3
		インバート状況	インバートがない	部分的な欠落	—	
	全体	臭気	常に発生	使用ピーク中に発生	季節的に発生	
	流下状況	油脂・モルタル・土砂等の堆積状況	管径の1/3以上の付着	管径の1/3~1/10の付着	管径の1/10未満の付着	

※1 管口部を含む。

※2 表面pHは、硫化水素によるコンクリート腐食の可能性がある場合(圧送管吐出先部、伏越しマンホール等)で測定する(腐食ランクが判定される箇所では表面pHを測定する。判定されない箇所では測定不要)。

※3 足掛本数は、点検・調査実施時に残存している本数とする。

出典：「維持管理指針<実務編>」P149

## 4. 緊急度・健全度の判定

### 4.1 管きよ

#### (1) 緊急度の判定基準

管きよの判定基準は、「維持管理指針<実務編>」に準拠する。

緊急度の診断は、潜行目視調査又はテレビカメラ調査から得られた本管の症状別に、判定基準により「スパン全体」及び「管1本ごと」に損傷等をランク付けした結果を基に、緊急度の判定を行い、対策の要否を決定する。

ここで、緊急度は、図4.1に示すとおり、3つの判定項目（管の腐食、上下方向のたるみ、管の破損・クラック等管1本ごとの評価から算定する不良発生率に基づくランク）におけるスパン全体の評価により、スパン毎に判定を行う。（硬質塩化ビニル管については、管の腐食が該当しないため、2項目となる）

取付け管の突出し、油脂の付着、樹木根侵入、モルタル付着に関しては、状態の程度により対策が異なるが、劣化箇所ごとに対策がとれるため原則として修繕等の維持管理で対処する。

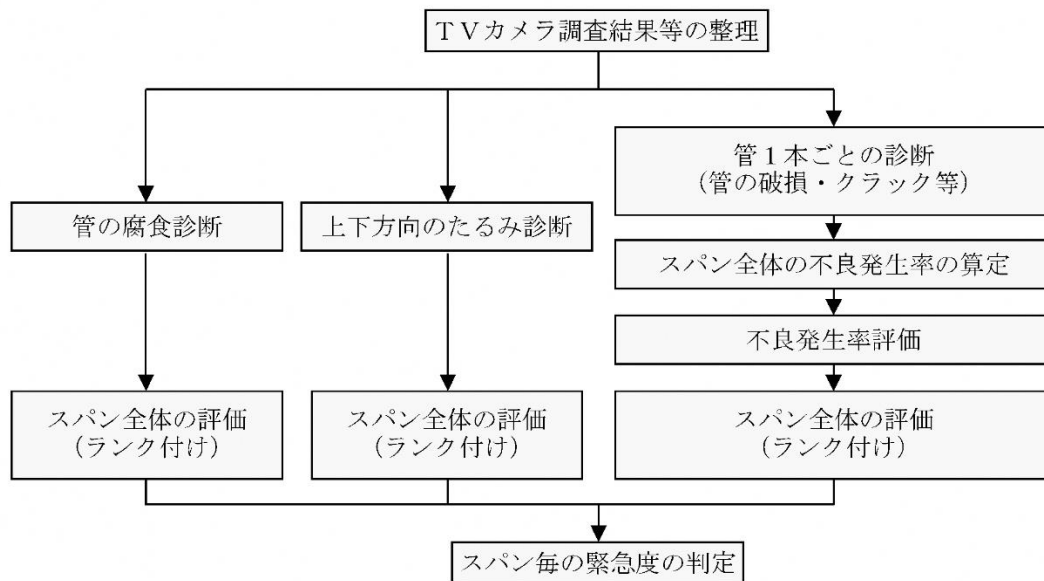


図 4.1 緊急度の判定フロー

出典：「維持管理指針<実務編>」 P115

1) スパン全体で評価する場合

異常の程度の診断では、1スパン全体に対して診断項目を評価する。評価のランク付けと判定基準を表4.1に示す。

表4.1 スパン全体の評価のランク付けと判定基準

診断項目	管種別該当項目		ランク(スパン全体で評価)			判定の基準
	鉄筋コンクリート管等 及び陶管	硬質塩化 ビニル管	重度	中度	軽度	
管の腐食	○	—	A	B	C	A:機能低下、異常が著しい B:機能低下、異常が少ない C:機能低下、異常が殆どない A、B、Cに該当しない場合は、 異常無し等と判定する。
上下方向 のたるみ	○	○				

出典：「維持管理指針<実務編>」P116

2) 管1本ごとに評価する場合

- ① 異常の程度の診断は、まず管1本ごとに対して各診断項目を評価してランク付けを行い、次にそれを基にスパン全体の判定を行う。管1本ごとの評価ランク付けと判定基準を表4.2に示す。

表4.2 管1本ごとの評価のランク付けと判定基準

診断項目	管種別該当項目		ランク(管1本ごとに評価)			判定の基準
	鉄筋コンクリート管等 及び陶管	硬質塩化 ビニル管	重度	中度	軽度	
管の破損及び 軸方向クラック	○	○	a	b	c	a:劣化、異常が進んでいる。 b:中程度の劣化、異常がある。 c:劣化、異常の程度は低い。  a、b、cに該当しない場合は、異常なし等と判定する。
管の円周方向 クラック	○	○				
管の継手ズレ	○	○				
扁平	—	○				
変形	—	○				
侵入水	○	○				
取付管の突出し	○	○				
油脂の付着	○	○				
樹木根侵入	○	○				
モルタル付着	○	○				

出典：「維持管理指針<実務編>」P116

- ② スパン全体の判定では、管1本ごとの評価に基づき、1スパン全体に対する不良管の割合（不良発生率）により定める。スパン全体のランク付けと判定基準を表4.3に示す。なお、判定の際は、以下の点を考慮する。
- i 管1本ごとの不良ランク別に不良発生率を評価し、その結果に基づきスパン全体のランクを判定し、最上位の評価ランクを当該スパンの評価とする。
  - ii スパン全体の「管の継手ズレ」のランク a が1箇所でもある場合、道路陥没等の社会的影響が想定されることから、表4.2の判定基準とは別にスパン全体をランクAとする。
  - iii 同一箇所で複数の不良が発生している場合には、最上位の評価ランクのみをカウントする（例：「管のクラック a」と「侵入水 b」が発生している場合には、最上位評価ランク「管のクラック a」のみをカウントする）。
  - iv 硬質塩化ビニル管については、「管の破損 a」かつ「偏平 b」がある場合、既にピークひずみに達していると判断し、スパン全体をランクAと判定する。
  - v 取付け管の突出し・油脂の付着、樹木根侵入、モルタル付着については、基本的に清掃等で除去できる項目とし、判定しない。

表4.3 不良発生率によるスパン全体のランク付けと判定基準

ランク (スパン全体で評価)	判定の基準 (不良発生率)
A	「a ランク20%以上」もしくは「a ランク＋b ランク40%以上」
B	「a ランク20%未満」もしくは「a ランク＋b ランク40%未満」 もしくは 「a ランク＋b ランク＋c ランク60%以上」
C	「a ランク、b ランクがなく、c ランク60%未満」

出典：「維持管理指針＜実務編＞」P117

ここで、不良発生率は、次の式で求める。

$$\text{不良発生率} = \frac{\text{a、b、c ランクごとの合計本数}}{\text{1スパンの管きょ本数}} \times 100 (\%)$$

例) スパン延長50m、管本数25本、不良本数11本(a ランク6本、b ランク3本、c ランク2本)の場合、下式より、不良発生率 a ランクが20%以上であるため、スパン全体の不良発生率はAランクとなる。

$$\text{不良発生率 a ランク} = (6/25) \times 100 = 24\% \rightarrow \text{Aランク}$$

$$\text{不良発生率 b ランク} = (3/25) \times 100 = 12\%$$

$$\text{不良発生率 c ランク} = (2/25) \times 100 = 8\%$$

## (2) 緊急度の判定

緊急度は、対策が必要とされたものについて、その補修等の実施時期を定めるもので、図4.1に示すように、3つの判定項目(管の腐食、上下方向のたるみ、管の破損・クラック等管1本ごとの評価から算定する不良発生率に基づくランク※塩化ビニル管は管の腐食が該当しないため、2つの評価項目)におけるスパン全体の各ランク数から判定する。

表4.4 管きよの緊急度判定基準

緊急度	区分	対応の基準	区 分
I	重度	速やかに措置が必要な場合	表2.16～表2.18の3つの診断項目(管の腐食、上下方向のたるみ、不良発生率に基づくランク)におけるスパン全体のランクで、ランクAが2項目以上ある場合
II	中度	簡易な対応により必要な措置を5年未満まで延長できる	表2.16～表2.18の3つの診断項目(管の腐食、上下方向のたるみ、不良発生率に基づくランク)におけるスパン全体のランクで、ランクAが1項目もしくはランクBが2項目以上ある場合
III	軽度	簡易な対応により必要な措置を5年以上に延長できる	表2.16～表2.18の3つの診断項目(管の腐食、上下方向のたるみ、不良発生率に基づくランク)におけるスパン全体のランクで、ランクAがなく、ランクBが1項目もしくはランクCのみの場合
劣化なし	—		ランクCもない場合

出典：「維持管理指針<実務編>」P117